持続化給付金(コロナ関連)

取りまとめ

- 多数の事業者に対する給付金を支給する事業について民間事業者への事務委託を検討する際は、事業目的を着実に達成するため、審査をはじめとする給付事務について、どこまでを国が実施し、どこまでを民間事業者に委託するかに関して、十分な検討を行うべきである。
- 特に、大規模な給付事業は予算規模も大きくなることを踏まえ、国民に疑念を抱かれることが無いよう、受託業者の選定に際しては、受託事業者の能力をはじめとした妥当性や透明性を十分に考慮し、再委託ありきとならないよう留意する必要がある。その際、全国規模で行うことが困難なときには分割発注や JV の働きかけなどの工夫も考えられる。
- それでも、再委託率が高くならざるを得ない可能性がある場合は、中間検査や確定検査などにより、間接コストが増大しないよう発注者から元請けへのチェックを厳格に行うなど、適切な支出が行われているかを十分に検証できるようにすべきである。
- また、複層的な再委託が行われると、各階層の委託先における業務内容や、当該業務のために要した費用が不透明になりやすい。本事業においても、まだ不明確な部分があること、各階層の再委託先における支出の適切性は厳しく問われる

- ことを踏まえ、十分かつ分かりやすく情報を開示するべきである。
- 本事業だけでなく、同様のスキームで行っている事業についても、本事業と同様の 課題が生じていないか点検していくべきである。
- 非常時においても、事後であったとしても効果検証が可能となるようなアウトカム指標を適切に設定するべきである。また、事後の効果検証を行ったうえで、今後、同様の状況になったときに円滑に事業が執行できるよう更なる総括が必要である。
- 上記効果測定とともに事業者への迅速かつ効率的な給付を可能とするため、給付事業の実施スキームの検討に際して、国の既存の給付システムや民間の新たなデジタル技術などの積極的な活用を検討するべきである。また、デジタル庁においては、既存給付スキームの効果的な活用を図る観点から、法人・個人事業主向け行政手続の共通認証システム(gBizID)の事業者による利用を促進するとともに、口座情報を登録可能とすることを検討するべきである。